

第4号様式

泉 地 振 第 158 号

令和4年5月10日

和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

管理代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 深川 敦子



令和4年度広場・はらっぱ管理運営費補助金交付決定通知書

令和3年4月26日に申請のありました広場・はらっぱ管理運営費補助金については、
次の条件を付けて交付します。

1 交付金額及び交付時期

¥33,000.-

請求書を受理した日から起算して30日以内に交付します。

2 交付条件

- (1) この補助金は、町のはらっぱの管理運営費として使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終了後30日以内に、補助金収支精算報告書を提出してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還をもとめることができます。
- (5) 補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

担当 泉区役所地域振興課 山口、澤辺

電話 045-800-2396

土地使用に関する覚書

横浜市（以下「使用承諾者」という。）と和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会（以下「使用者」という。）とは、町のはらっぱに関する土地使用について次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 使用承諾者は、使用者が下記の土地（以下「本物件」という。）を子供から大人まで自由に利用できる町のはらっぱとして使用することを承諾する。

所在 横浜市泉区和泉中央南四丁目2985-4外（地番）

面積 1,530.01 m²

（使用期間）

第2条 使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（使用料）

第3条 土地の使用料は無料とする。

（使用者の遵守事項）

第4条 使用者は使用を承諾された本物件をその目的に最も適するよう、善良な管理者の注意をもって使用するほか、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）を遵守するものとする。

2 使用者は、本物件の現状を変更してはならない。

（使用財産の管理）

第5条 使用者は、使用を承諾された本物件について、使用承諾者・使用者協議の上別途管理運営規約を定めて管理運営する。

（承諾の取消）

第6条 使用承諾者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは本物件の使用の承諾を取り消すことができる。

この場合、使用者は使用承諾者に対して代替地等の提供及び一切の補償を求めることがなく、速やかに取り消しに応じなければならない。

- (1) 横浜市が本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が本物件を「町のはらっぱ」以外に使用したとき。
- (3) 使用者が第4条の規定に違反したとき。
- (4) (1)～(3)以外で土地の管理者から返還要求があったとき。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）に定めるもののほか、使用承諾者と使用者が協議して定めるものとする。

上記の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

令和4年4月1日

使用承諾者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市契約事務受任者

泉区長 深川 敦子



使用者 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

管理代表者

住所 横浜市 泉区和泉中央南3-20-10-113

氏名 佐藤 茂

